

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R4-18)

別紙1

施策名	目標4-6 淨化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理								担当部局名	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	沼田正樹(浄化槽推進室長)	
施策の概要	環境保全上効果的である浄化槽の整備による生活排水対策を講ずる。								政策体系上の位置付け	4. 環境再生・資源循環対策の推進			
達成すべき目標	人口分散地域等に最適な汚水処理施設整備である浄化槽の普及を行い、生活排水の適正な処理によって健全な水環境を確保する。								目標設定の考え方・根拠	浄化槽法	政策評価実施予定時期	令和5年8月	
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
	基準値	目標値	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度				
1 1 槽整備区域内の浄化槽人口普及率(%)=浄化槽整備区域内の合併浄化槽使用人口/浄化槽整備区域内的全人口	53%	H29年度	70%	R4年度	60%	63%	66%	70%	-	-	浄化槽による水環境の保全を図るためにあたっての指標として、浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率を設定した。 残存する単独処理浄化槽について、合併処理浄化槽への転換を推進するため、平成30年に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画においても同様の目標が定められている。		
2 2 浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合(%)=浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽基数/浄化槽整備区域内的浄化槽の全基数	62%	H29年度	76%	R4年度	69%	71%	73%	76%	-	-	浄化槽による水環境の保全を図るためにあたっての指標として、浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合を設定した。 残存する単独処理浄化槽について、合併処理浄化槽への転換を推進するため、平成30年に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画においても同様の目標が定められている。		
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等							
	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度									
(1) 浄化槽指導普及事業費等 (昭和59年度)	131 (131)	147 (137)	68 (68)	68	1.2	・浄化槽の設置及び維持管理について各自治体の実態調査や事例収集を通じ、浄化槽の適正普及管理に係る制度・手法に関する検討を行う。 ・平成12年の浄化槽法改正により原則新設禁止となった単独処理浄化槽について、合併処理浄化槽への転換を推進するための効果的な手法の検討を行う。 ・浄化槽の整備に係るコストや効果に関する情報を収集・提供とともに、民間活用による整備手法の検討等を行い、自治体による効率的な事業計画の策定支援を行う。 ・浄化槽システム全体の強靭化を図る。 ・試験合格者・講習修了者からの免状交付申請に応じ、免状を作成・発送する。また、免状の記載事項に変更があった場合の書換等に対応するため、これまでに交付した浄化槽管理士の情報を台帳として整備・更新する。 ・都道府県・市町村の浄化槽行政担当者に対し、浄化槽の具体的な整備内容・方法や課題への取り組み等に関して、環境省が調査した情報の還元や自治体との情報交換等の実施を通じ、国及び自治体間での連携を図り、国及びブロック毎の自治体間のネットワークを構築・情報交換を活発化させる。 ・NPOとの連携により浄化槽に関する情報を提供・共有することによりネットワークの形成を促進する。 ・セミナー等において浄化槽のミニチュアモデルを用いた展示等による広報を行い、広く浄化槽の普及啓発を図る。 ・浄化槽の計画的・効率的な更新、修繕、管理の最適化を推進することで国土強靭化および災害対応力の強化を図る。また、ライフサイクルコストの最小化、予算の最適化を図り、浄化槽整備事業の持続可能な運営に資する。							177
施策の予算額・執行額	131 (131)	147 (137)	68 (68)	68	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	国土強靭化基本計画 廃棄物処理施設整備計画							